



申告はお早めに！

平成21年分所得税・住民税・消費税申告相談

◆問い合わせ 税務課 ☎72-6932

確定申告日程

平成21年分の所得税・住民税・消費税の申告相談を次ページ(申告相談日程)のとおり実施します。対象地区の日程に合わせてお出かけくださいますようお願いいたします。

平日の申告相談が困難な方のため、2月21日(日)と3月6日(土)に休日申告相談を行います。

申告に必要なもの

- 印鑑
 - 会計帳簿・領収書および支払証明書、控除証明書(国民年金、農業者年金、生命保険、長期損害保険、地震保険、医療費、農業資材など)
 - 源泉徴収票
 - 心身の障がいがあるもの(身体障害者手帳など)
 - 肉用牛売却による免税証明書
- 申告の内容によって所得税がかかる場合や還付になる場合がありますので、申告者全員のお持ちください。

申告しなければならぬ方

- 平成22年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、
- ① 平成21年中に、給与所得以外の所得(農業、営業、不動産譲渡、年金など)がある方
 - ② 給与所得者で、年末調整が済んでいない方
 - ③ 医療費控除をする方
 - ④ 初めて住宅借入金等控除を受ける方もしくは年末調整で住宅借入金等控除を受けなかった方

申告をしなくてもよい方

- ① 平成21年中の所得が給与だけで年末調整が済んでいる方(勤務先から、町に給与支払報告書の提出がない方は申告が必要です。)
- ② 税務署で確定申告を済ませた方

消費税の申告について

税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税申告を受け付

ご協力をお願いします

- 毎年、領収書・証明書・伝票・小額の源泉徴収票・役場からの組長手当分などを持つてこないため、お戻りいただく場合があります。お受け取りになった源泉徴収票は、すべてお持ちください。
- 申告には、家庭の生計内容などがわかる方がお越しくたさい。
- 相談期間の終盤になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。対象地区の日、または期間の前半にお越しくたさい。なお、午前中が混みあう傾向にありますので、余裕をもってお越しくたさい。
- あらかじめ収支計算を行っていただきますと、スムーズに申告相談ができます。順番を待っている方のためにも、収支計算や領収書の整理は行ってからお越しくたさい。

農家のみなさんへ

※青色申告以外の方へ
申告には、平成21年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長から配付されたもの)に必要な事項をご記入の上、お持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できます。

確定申告はe-Taxで！

e-Taxってなに？

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出などができる便利なシステムです。

e-Taxのメリット

- ① 最高5,000円の税額控除
平成21年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。
※平成19、20年分どちらかの確定申告で控除を受けた方は受けられません。
- ② 添付書類を提出省略
e-Taxで確定申告を行う場合、医療費の領収書や源泉

徴収票などの提出や提示を省略することができます。

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。

④ 24時間受付

平成22年1月18日(月)から3月15日(月)までの間、24時間受け付けています。

e-Taxについては、国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。また、税務課にパンフレットがありますので、ご利用ください。

郡山税務署からのお知らせ

郡山税務署の確定申告会場は、「ビッグ・パレットふくしま」(郡山市安積町)です。還付申告のみの方は、こちらで申告を行うことで、スピーディーに還付を受け取ることができます。

● 期間

2月1日(月)～3月15日(月)

● 受付時間

(土・日・祝祭日を除く)
午前9時～午後4時

◆ 問い合わせ

郡山税務署
☎024-932-2041